

境界に対する認識に違いが起こる一般的な原因

コミュニケーション不足

・近い間柄故の遠慮、誤解

資料不足

何らかの原因(火災・水害等)によって公図が滅失してしまってたり、境界の調査・測量を行ったことがない等

土地への執着

・先祖への畏怖・感謝
・土地担保による経済システム
・自分の力のみでは土地を広げられない

土地を巡る記憶の管理

当事者が過去の経緯を正確に伝えていなかったり、何らかのきっかけによる思いこみなど、境界管理に対する認識不足

諸費用について(税込)

事前相談(原則1時間以内) 無料

相談 初回 ¥27,500-
2回目以降 ¥16,500-

調停申立費用 ¥22,000-

調停期日費用 初回(申立人) ¥27,500-
2回目以降(当事者それぞれ) ¥13,750-

和解成立費 ご説明の上、別途申し受けます。

事前調査・測量費用 見積金額を提示し予納

鑑定費用 見積金額を提示し予納

登記費用 見積金額を提示し予納



あなたの土地と隣家の土地の境界問題でトラブルがおこったときは

秋田境界ADR相談室

に、お問い合わせください！

お問い合わせ
相談予約

018-896-1220

〒010-0951 秋田市山王6丁目1-13

ご注意／電話でのご相談はお受けしておりません。
書類申請なしで直接お越し頂いてもご相談はお受けできません。



境界問題でお困りの方はご相談ください



秋田のために一緒に考えます！



かいけつサポート
認証紛争解決サービス

土地家屋調査士と弁護士が協働して
土地境界問題の解決をお手伝いいたします

秋田境界ADR相談室

主催 秋田県土地家屋調査士会 協力 秋田弁護士会

秋田境界ADR相談室



「秋田 境界ADR相談室」では、法律の専門家である弁護士と、境界の専門家である土地家屋調査士が協働して、当事者が納得する解決を目指します。

手続きの流れのご案内

境界紛争

電話

- ・電話による受付
- ・申込書送付

書面申込

- ・事前相談の日時を連絡

事前相談

- ・相談室の説明
- ・相談内容の把握

相談

- ・相談内容への助言
- ・提供資料の調査
- ・調停手続の説明
- ・必要に応じて調査・測量

調停

- (話し合いによる)
・協調的解決
- ・必要に応じて調査・測量

調停成立

- ・合意書の作成
- ・境界標の設置
- ・登記手続



土地家屋調査士と弁護士との協働

終了
不成立
取下